

〔博士論文要旨〕

近代朝鮮における植民地地主制と農民運動

李圭洙

I

本論文は、植民地朝鮮における日本人農事会社地主を分析対象とし、その土地集積過程と小作制農場経営の特質、そして農場地域で展開された農民運動の把握を通じて、朝鮮近代の農村社会・農民問題の一断面を考察する。

本論文の構成は、次のとおりである。

序論 課題と構成

第1編 植民地農事会社の土地集積過程

第1章 日本人地主の土地集積過程と植民地地主制

— 既墾地型地主と未墾地型地主 —

第2章 東洋拓殖株式会社の土地集積過程と植民地地主制

— 全南羅州郡「宮三面」の事例 —

第3章 不二興業株式会社の植民地地主への転進過程

第2編 植民地農事会社の農場経営構造

第4章 東洋拓殖株式会社の農場経営構造

第5章 不二興業株式会社の農場経営構造

第6章 不二農村における集団農業移民の展開過程

第7章 小作慣行の変遷過程と植民地地主制

— 全羅北道を中心に —

第3編 植民地地主制と農民運動

第8章 全南務安郡荷衣島における土地回収運動

第9章 全南羅州郡「宮三面」における土地回収運動

第10章 「不二西鮮農場」地域における農民運動

結論 要約と展望

まず、この課題設定と関連する従来の研究を触れることによつて、本論文の研究史的な意義を明らかにしておこう。従来の植民地地主制研究は、朝鮮人地主Ⅱ「静態的地主」論の克服を課題としていた。そしてこれに際し、基本的な分析枠組として一部の朝鮮人地主Ⅱ「新興資本家的地主」論を受容し、主とし

て朝鮮人個別地主家の地主としての成長過程や日本帝國主義と植民地朝鮮經濟の構造変化による植民地地主制の動態的な変容過程を追及してきた。こうした研究において、李朝後期以来の商品貨幣經濟の伸展に積極的に対応した庶民地主層の出現、地主の生産・流通・分配過程への徹底的な関与、小作米の増産などによる米穀商品化の拡大、その結果としての小作農の経営主体性の弱化和窮乏化の進展などが明らかにされた。また植民地農政との関連からは、「土地調査事業」(以下、「事業」と略する)による庶民地主層の土地所有権の法認化、朝鮮人地主Ⅱ「動態的地主」の育成を積極的に意図した「産米増殖計画」(以下、「計画」と略する)の実施という諸事実が明らかにされてきた。

また、日本人地主に関しては、「植民地計画的朝鮮の型」という講座派の規定を検証する形で朝鮮に進出した日本人地主の具体的な経営分析に研究の主眼がおかれていた。地主階級の資本性格別・系譜別把握を通じて、日帝と植民地朝鮮經濟の構造変化に伴う植民地地主制の性格別類型の把握も可能となった。しかし、これまでの植民地地主制研究は、植民地地主の土地集積過程と農場経営の特質という側面との関連からいえば、地主小作関係における小作人の存在形態を地主側の収奪対象として認識した結果、植民地地主に対抗した朝鮮農民の動きについて、「収奪と抵抗」という単純な図式でしか捉えないという方法上の課題が残されている。また、従来の研究では、植民地地主制の確立と急速な成長期であった一九一〇年代から一九三〇年代初期頭までの時期を分析対象として行われ、その前後の時期との

関連についてはあまり関心が払われてこなかったという課題も残されている。すなわち、植民地地主制研究は、朝鮮農村社会の植民地社会への再編成の過程の中で、朝鮮農民が植民地地主の土地集積と小作制農場の強化によって、どのように変わっていくのかという問題を究明しなければならないということである。

一方、農民運動に関しては、従来の研究は、中央レベルにおける組織の在り方や指導路線問題などをめぐる議論に集中し、実際の運動担当者ともいうべき農民自らの成長過程及びその行動様式の変化に対する把握はまだ不十分な状態である。また、三・一運動以後全国的な範囲で展開した農民運動について、一般的に小作料の高低や小作権の移動問題などを中心とした、いわば経済的な分配関係をめぐる小作争議というイメージで認識されているが、本論文の課題でもある植民地地主の土地集積過程と農場経営の特質により多様な展開様相がそこに現れている点は注意されていない。

本論文では、従来の研究成果を批判的に踏まえながら、植民地農事会社の代表的な存在としてよく知られている東洋拓殖株式会社(以下、東拓と略する)と不二興業株式会社(以下、不二と略する)を事例として取り上げ、まず日本人地主の植民地地主への転進過程と地主経営の特徴を実証的に把握し、植民地地主の土地集積過程と小作制農場経営が朝鮮農民に与えた諸影響を明らかにする。また植民地地主制と農民運動との相互関係を総体的に究明するため、植民地地主制にさまざまな形で抵抗した朝鮮農民の動きをより具体的な地域のレベルで探ってみる。

II

第1編は、日本人の土地集積過程の特質とその法的根拠、そしてそれに規定される地主経営の相違や小作契約条件、小作人の対応様式の相違点などを基準に、既墾地型地主(Ⅱ東拓型地主)と未墾地型地主(Ⅱ不墾地型地主)という新たな地主類型区分を行い、両類型のそれぞれの土地集積過程を具体的な事例に属して把握したものである。

日本人地主は数量的に「日韓併合」による政治的な権力の掌握を契機に一層土地集積を拡大していったが、「日韓併合」以前の既墾地・未墾地別の所有面積の比率は約八対二となっていた。既墾地型地主の土地集積と売買は、「土地家屋証明規則」と「土地家屋所有権証明規則」の発布によって合法化されたが、実際には、その以前から収獲予買や使用権を買収するという潜在を通じて広範に行われていた。しかも、その土地集積の方法としては、抵当流れのような強引な手段が用いられた。また未墾地型地主は、「国有未墾地利用法」の適用による広範な国有未墾地の貸付を受け、無償あるいは極めて安い価格で土地集積を行った。そしてこの両類型の植民地地主の土地所有権は、最終的に「事業」の実施を通じて法的に確定されるにいたった。

第2章は、東拓の全南羅州郡の「宮三面」に対する土地集積過程を事例として取り上げ、民有地の慶善宮庄土への編入過程と「駅屯土調査事業」の際の所有権紛争の経過を究明するとともに、既墾地型地主としての東拓の土地集積過程、そして土地所有権が「事業」を通じて法的に確定される過程を明らかにし

ようした。

「宮三面」には、李朝後期以来の農業生産力の拡大と商品貨幣経済の伸展を基盤に、他の地域のように近代的土地所有制に向けての新しく庶民地主層が成長していった。一方、王室を中心とした特権的官僚や両班地主も、盗買・投託による土地兼併を増大していったが、「宮三面」の宮庄土への編入は、租税納付の際の代納契約条件を悪用した京邸吏(京主人)が慶善宮に盗買するという形で行われた。

「駅屯土調査事業」の際、度支部は「勅令第三九号」の公布によって慶善宮庄土を国有地として編入したが、慶善宮の請願に基づいて「宮三面」を慶善宮の私有地として査定する。慶善宮庄土の整理過程の特徴は、最初は国有地として編入した土地を再び慶善宮の私有地として査定した所にあるが、それは、他方では「宮三面」のような土地所有権をめぐる農民と宮家との紛争に目をつけ、安く土地を購入しようとした東拓の土地集積の方式とも深く関わっている。

東拓の係争地廉買政策に対して、農民は土地所有権確認訴訟及び土地所有権請求訴訟を提起するなどさまざまな土地回収運動を展開した。しかし「事業」期に行われた一連の判決の結果、東拓の土地所有権は法的に認定される。そして農民が提起した所有権確認及び証明抹消訴訟も、官憲側の武力弾圧によって、結局農民が欠席したまま判決が言い渡され、農民の敗訴は決定的なものとなる。東拓の「宮三面」での土地集積と法的土地所有権の獲得過程は、既墾地型地主の土地集積過程の一特質を克明に示しているといえよう。

第3章は、日露戦争期に朝鮮進出を果たした商業資本家の一人、藤井寛太郎の朝鮮進出過程と植民地地主への転進過程の分析を通じて、未墾地型地主の土地集積過程の特質を明らかにしようとした。

藤井は、日露戦争を契機に他の日本人地主の先頭に立って朝鮮進出を果たし、一方では輸入品の搬入と米穀・牛皮・金塊などの搬出による商業利益を収めながらも、他方では土地集積による高率の土地利回りを確認し、次第に自己資本の投資対象を土地に求めた。土地集積と小作制農場経営から得られる小作米を日本に直接輸出することが、単なる商業活動より高利益を確保できると判断したからである。植民地地主制の形成に関する従来の研究では、日本人地主の場合、朝鮮進出後、商業活動を經由して植民地地主に転進した地主群と直ちに小作制農場経営に着手した地主群との相違点について、あまり論じられてこなかったが、藤井の朝鮮進出過程は、前者の植民地地主への転進過程を克明に現わしている。

既墾地型地主が肥沃な国有地や民有地の買収によって農場を設置し、小作料の増徴のために穀品種改良と施肥の普及などの農事改良に尽力したことと反して、未墾地地主は所有地の大部分が下田であった関係上、農場設置の直後から、水利権の掌握を通じて安定的な灌漑水の確保が切実な問題であった。そのため、未墾地型地主は農事改良による収穫量の増産にも努めたが、水利施設不在の農事改良の限界を認識し、水利組合事業を既墾地型地主より積極的に推進した。

しかし水利組合の設置過程は、官憲の保護による蒙利区域外

の土地所有者に対する水源の奪取過程であり、また高額の水利組合費の負担による朝鮮人組合員の土地放出と日本人地主への土地集中現象を招いた。未墾地型地主の土地集積過程は、表面的には下田・未墾地の買収や国有未墾地の払下による民有地の侵奪を相対的に否定する形であったが、土地集積後は水利組合事業などの推進による朝鮮人土地所有者の土地からの分離を促進させた。「計画」は、土地改良事業と農事改良事業の展開による朝鮮農村の地主中心の再編成過程であったが、とりわけ土地改良事業は水利組合事業の推進に積極的であった未墾地型地主の主導によって展開するようになった。

III

第2編は、既墾地型地主と未墾地型地主の土地集積過程の特徴が、小作農場経営の方針と移民事業にどのような影響を与えたのかを分析し、小作慣行の変遷過程を通じて地主小作関係から見られる小作農民層の社会経済的な位置の一断面を考察しようとしたものである。

既墾地型地主としての東拓の土地経営方針は、土地及び作物の改良、優良種子の普及、肥料の施肥などの農事改良事業に置かれていた。そのために、東拓はまず初期の不完全な管轄区域を整備し、管理単位として支店を設置するとともに、駐在員を中心に業務補助者として農監や東拓小作人組合長を積極的に利用するという農場管理体制を整えた。そして「計画」期には、土地改良部の設置による土地改良事業にも積極的に乗り出したが、所有地内に農事改良区や増産区を設置するなど、あくまで

も農事改良事業の推進・強化策による小作米の増産に努めた。東拓所有地の大部分が灌漑設備の良い肥沃な既墾地であったからである。

一方、未墾地型地主としての不二の農場経営の特質は、既墾地型地主が肥沃な既墾地での土地集積に重点を置いたのに対し、荒廃地の買収や干拓地の払下による干拓・開墾事業を広範に実施したことにある。そのため、不二は、開墾事業の一環として水利組合事業の展開による土地改良事業を積極的に推進していたが、それは、総督府の「計画」の方針に符合して膨大な補助金や低利資金の援助下で行われるようになった。しかし水利組合事業は、農場所有地の開墾事業のみに最大の重点が置かれていたため、蒙利区域外の朝鮮人土地所有者の水源を奪うなど、組合設立当初から猛烈な設立反対運動に直面した。また蒙利区域内では、水利組合費の返済をめぐる朝鮮人中小土地所有者の没落と、水利組合費の農場小作人への転化による朝鮮農村社会の大地主中心の再編成構造が深化した。

また不二の農場経営の特質は、所有地の大部分が開墾地であった関係上、開墾事業の監督などのための農業技術員制を導入し、水利灌漑施設の管理や開墾後の宮農管理指導を徹底的に行ったことにある。そして地主小作関係には、農場が移住小作人の資金と労力によって開墾されたことや、小作人に住宅や耕牛などの諸生産手段の貸与を行うなど、既墾地農場ではあまり見当たらない新たな様相が見られる。

こうした両類型の農場経営方針の相違は、未墾地型地主による日本人農業移民の入植過程においてもそのまま現れる。従来

の農業移民に関する研究は、主として東拓の既墾地移民の展開過程を中心に論議されてきたが、東拓移民は移民収容地の確保過程において肥沃な固有地や既墾地を農民の意志に反して占有したため、既存の小作権を奪われた朝鮮農民の激しい移民反対闘争に直面し、結局自ら移民入植の方針を廃止した。そして、その代案として浮上したのが、不二農村の干拓工事と水利組合事業を通じた開墾地への集団移民であった。

藤井の集団農業移民論は、彼の朝鮮進出以来主張し続けた人口・食糧問題の解決と朝鮮の完全「同化」の実現、また米騒動による食糧供給地の確保、さらに植民地支配体制の安定的な維持のための日本人移民の扶植にその目的を置いた。この政策は、従来の既墾地型地主(東拓)が実施した肥沃な既墾地への移民政策や三・一運動後の民族運動の高揚をかわすため、新たな形態の移民を求めるようになった総督府の政策と合致し、藤井が主張した干拓・開墾事業と水利組合事業の実施による集団移民が採用された。

不二農村は、まず移民収容地の確保のための干拓工事を実施したが、除塩作業には長期間の労力と資金が必要であった。そこで、不二農村は、除塩作業に必要な充分な水源の確保と開墾事業の効率化のために水利組合の設立を主導した。しかし、水利組合事業は最初から少数の日本人大地主の利益を代弁するものとして設立され、強制的に蒙利面積に編入された多数の朝鮮人土地所有者への水利組合費の転嫁現象を招いた。既墾地移民の諸問題の解決策として立案された未墾地移民の場合も、既墾地移民のように朝鮮人の直接的な小作権の剥奪は起こさなかっ

たものの、結局は朝鮮人土地所有者の土地からの分離を促進していった。

IV

第3編は、兩類型の土地集積過程と小作制農場経営の強化が、朝鮮農村社会に与えた諸影響とそれに対抗した朝鮮農民の動きを具体的な地域のレベルで分析したものである。まず第8章は、全南務安郡荷衣島を事例として取り上げ、既墾地型地主による土地集積過程に着目し、土地所有権そのものの奪還を目指した土地回収運動の展開を分析しようとした。

荷衣島の耕地は「入島祖」、すなわち農民自らの資金と労力によって開墾されたが、貞明公主房(洪氏家)に折受された以来、農民は宮房と度支部の両方に二重結税を納付せざるをえなかった。そして「駅屯土調査事業」の際に、帝室有及国有財産調査局は、「宮三面」の事例と同様に、最初は国有地として編入したが、洪氏家の文蹟と量案に依拠して洪氏家所有として査定した。

既墾地型地主の土地買収過程は、「先土地確保—後問題解決」という係争地の転売をねらったものであった。既墾地型地主は、農民と洪氏家との土地所有権をめぐる紛争経過を承知しながらも、植民地権力を背後にして、まず土地買収に着手し、のちに農民に「和解調書」を強要する形で荷衣島の大地主として君臨した。そして、こういった既墾地型地主の土地買収は「事業」の実施を通じて法律的に確定される。

三・一運動後の荷衣島土地回収運動は、「荷衣小作人会」の

結成と解体、そして有償購入運動の形として現れた。当時の他の地域では、青年知識人の主導による数多くの小作人団体が、小作料引き下げと小作権の保障、そして地稅公課金の地主負担などを要求した小作争議が全国的な範囲で展開されていたが、荷衣島ではそういった経済的な分配をめぐる小作争議より土地所有権の奪還のための土地回収運動が行われた。また、日本人地主の土地収奪は、農民の土地からの流離と生計のための国外流出を加速化したのだが、朝鮮農民は、植民地地主制として代表される現実社会の克服のために、新しい形態の運動を展開していく。

第9章は、前述の第2章の分析を踏まえて、「宮三面」土地回収運動の展開過程を明らかにしようとした。

三・一運動後、農民は「宮三面」農民会を組織し、荷衣島の場合のように有償返還運動を展開する。その理由は、東拓の不法な土地集積が植民地権力によって法的に確定された現実状況の中で、その土地所有権の返還のために戦略的に取らざるを得なかったからである。しかし、大多数の農民はあくまでも無償返還を主張し、新たに土地回収のための「宮三面」土地回収運動同盟を組織した。荷衣島と「宮三面」の事例は、既墾地型地主の不法な土地集積に対抗した朝鮮農民の土地回収運動の展開様相を克明に現わしている。

これに対して、東拓側は東拓小作組合長を通じて農民内部の分裂をはかり、土地有償譲与や小作料の引下などを内容とする交渉案を提示した。これを契機に、土地回収運動は新しい局面を迎えるが、農民は東拓の「交渉案」を全面拒否するとともに、

小作料不納同盟を結成する。そして東拓側の懐柔策に便乗して小作料を納付した東拓小作組合長に対する内部攻撃を開始し、それを擁護しようとする植民地権力に対抗していった。

第10章は、「不二西鮮農場」地域での農民運動の展開過程を事例として取り上げ、同地域の農民運動の特質を明らかにしようとした。

「不二西鮮農場」地域における農民運動の最大の特徴は、農場地区と農場外地区との農民の間に農場設置の段階から利害関係の共通点と相違点が内在していたことにある。農場は水利組合事業の展開に伴い、移住小作人自らの費用と労働によって開墾されたものであった。このため、農場小作人が直面していた問題は水利組合費問題・永小作権問題・開墾費返還問題として集約される。これに対して、農場外地区の農民にとっては主に水利組合費負担の問題が当面の解決課題として現われた。荷衣島や「宮三面」のような「既墾地型地主」地域の農民運動は、土地集積過程における土地所有権問題を中心に展開していったが、「未墾地型地主」地域のそれは、開墾事業の際の小作人の諸状況によって異なる側面を現わしている。

V

以上、本論文では植民地農事会社の土地集積過程と農場経営の特質、そしてそれに対抗した農民運動の展開様相を考察してきたが、最後に、植民地地主が朝鮮農村社会と農民経済全般に与えた影響について、最近の研究動向と関連して若干述べておきたい。

植民地地主制の形成過程は、李朝後期以来の農民的土地所有を抑圧する形で展開したが、とりわけそれは既墾地型地主の土地集積過程でよく現われている。こういった植民地地主の土地所有権は、最終的に「土地調査事業」によって法的に確定される。最近の「事業」研究では、例えば庶民地主の農民的土地所有権が「事業」を通じて法的に認められたといわれるが、日本人地主の土地集積過程をみる限り、それは「事業」以前からの土地所有関係の綿密な分析の上で明確にしなければならぬと考える。また未墾地型地主の土地集積過程も、表面的には農民からの土地収奪という側面が存在しなかったかのように見られるが、その場合でも、大地主中心の水利組合事業の推進のため、朝鮮人土地所有者の没落と小作農の経済的な窮乏化を促進させ、結局は朝鮮農村社会の植民地地主中心の再編成構造を深化させたといえる。

植民地地主の農場経営構造は、土地集積過程の諸特徴と小作人の対応様式により、多様な構造を持っているが、植民地地主は農場支配構造や小作契約締結において、小作農の生産・分配・流通のあらゆる側面を徹底的に支配しようとした。そして既墾地型地主は、農場経営方針を土地及び作物の改良、優良種子の普及、肥料の施肥などの農事改良事業に置いたのに対して、未墾地型地主の場合は、主として水利組合事業の展開による土地改良事業を積極的に推進していった。これは両類型の土地集積の形態と密接に関連しているものだが、そうした相違は、両類型の農場設置過程や地主小作関係、そして移民事業においても克明に見られる。「計画」は、周知の通り、農事改良事業と

土地改良事業による米穀増産と日本への流出にその目的が置かれたが、その際、既墾地型地主は農事改良事業を、そして未墾地型地主は土地改良事業を重点的に遂行したと考える。

一方、朝鮮農民は、植民地地主の土地集積と農場経営の特徴によって多様な形態の農民運動を展開していった。荷衣島と「宮三面」地域の農民運動は、既墾地型地主の不法な土地集積に対抗し、小作料や小作権問題を中心とした従来の小作争議の様相とは異なる、土地所有権そのものの奪還を目指した土地回収運動の代表的な事例である。また「不二西鮮農場」地域の農民運動は、開墾事業のために水利組合事業を行った未墾地型地主の農場経営方針の特徴によって、農場地区と農場外地区の農民の利害関係との絡み合いで展開された事例である。

以上のように、植民地地主の土地集積と農場経営、そしてそれに対抗した朝鮮農民の動きを考慮すると、われわれは植民地地主が朝鮮農村社会と農民経済全般に与えた弊害を指摘しなければならぬ。既墾地型地主の土地集積過程の侵略性はもとより、未墾地型地主の事例でもよく現われているように、生産力の増加はそれに反比例した水利組合費などの支出の増大となり、結局は農家経済の破綻と植民地地主制の強化という歪曲した朝鮮農村社会像を確立させた。事実としての植民地支配（過去）というものが「解放」後の韓国資本主義の形成過程（あるいは発展過程）に与えた肯定的な側面を強調しようとする最近の研究動向には賛成できない。多くの朝鮮農民は植民地地主の土地集積と小作制農場経営の強化のため、土地から遊離し、国外に流出せざるをえなかった。そして、朝鮮農民はそれぞれ

の地域の社会経済的な特殊性に規定されながらも、さまざまな形態の農民運動を展開していった。そういった朝鮮農民の動きを視野に入れ、今後はより具体的な地域レベルで農村社会の変容過程を実証的に究明していくべきであろう。

植民地農事会社の所有地は、「解放」後、米軍政の新韓会社の所有地として編入され、最終的には農地改革の実施によって「解体」される。しかし、植民地地主制の「解体」過程が、真の農民的な立場を反映した改革であったのかについては、本文で明らかにした歴史的な背景の上で、再び問わなければならない。「解放」後も、これらの地域の農民は、再び米軍政が新韓公司を通じて不当な土地編入を行ったと主張し、小作料を不納するなど土地所有権の正当な返還を要求していくのである。これらに対する問題は、今後の研究課題の一つである。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 近代朝鮮における植民地地主制と農

民運動

論文審査担当者

姜 徳 相
三 谷 孝
田 崎 宣 義

I 構成と要旨

本論文は植民地時代の朝鮮における植民地農事会社を分析対象とし、植民地地主の土地集積過程の違い、さらにその違いによって規定される小作制農場経営の違いを明らかにし、それがまた農民運動の質を規定していたことを考察したものである。本論文の構成は次のとおりである。

序論 課題と構成

第1編 植民地農事会社の土地集積過程

第1章 日本人地主の土地集積過程と植民地地主制

— 既墾地型地主と未墾地型地主 —

第2章 東洋拓殖株式会社の土地集積過程と植民地地主制

— 全南羅州郡「宮三面」の事例 —

第3章 不二興業株式会社の植民地地主への転進過程

第2編 植民地農事会社の農場経営構造

第4章 東洋拓殖株式会社の農場経営構造

第5章 不二興業株式会社の農場経営構造

第6章 不二農村における集団農業移民の展開過程

第7章 小作慣行の変遷過程と植民地地主制

— 全羅北道を中心に —

第3編 植民地地主制と農民運動

第8章 全南務安郡荷衣島における土地回収運動

第9章 全南羅州郡「宮三面」における土地回収運動

第10章 「不二西鮮農場」地域における農民運動

結論 要約と展望

各章の内容は以下のとおりである。

第1編を構成する三つの章は、朝鮮における植民地地主制の形成をめぐる諸問題を論じた、いわば本論文の前提にあたる部分である。

まず第1章では、日本人地主による土地集積の特徴が取り上げられている。日本人による土地所有・売買の自由を公認した「土地家屋証明規則」(一九〇六年)・「土地家屋所有権証明規則」(一九〇八年)の発布以前には、外国人の土地所有者はその居留地より一里以外については禁止されていたのであるが、実際には収獲の予買・使用権の買収という形で日本人による事実上の土地買収が広範に行われていた。とくに、地価及び公租公課負担の低廉・小作制農場経営による高率の土地利回りをあげて土地投資を奨励する日本政府や各地の商業会議所の積極的な誘導の下に、日本人地主による土地集積は日露戦争直後から開始されていた。それらの日本人地主は、主として既墾地で土

地集積を行う既墾地型地主と未墾地で土地集積を行う未墾地型地主という二つの類型に区分することができると、筆者は指摘する。

第2章では、既墾地型地主としての東洋拓殖株式会社(以下東拓と略記)による「宮三面」の土地集積過程が検討されている。全南羅州郡に属する「宮三面」は肥沃な水田地帯であり、李朝後期以来の農業生産力と商品経済の発展にともなう農民の土地所有意識の成長や新興の庶民地主の発生も見られたが、他方で特権的官僚や両班地主による土地兼併も増大していた。問題の「宮三面」の土地は、そこを耕作する農民と慶善宮(李朝王族の宮)との間で土地所有権をめぐる一八九八年以来係争が繰り返されてきたが、東拓は一九〇九年にこのいわく付の土地を慶善宮より買収して小作料徴収にのりだした。これに対して農民は小作料不納同盟を結成して抵抗するとともに、土地所有権確認のため訴訟を提起し問題は法廷にもちこまれたが、官憲による弾圧によって農民が欠席した中で一九一六年二月に下された最終判決によって、東拓の土地所有権が確認されるにいたる。

第3章は、未墾地型地主としての不二興業の土地集積過程が検討される。不二興業は、商業資本家の藤井寛太郎によって一九一四年に設立された植民地農場会社であるが、東拓に次ぐ規模の土地を所有していたことで知られている。藤井は、日露開戦直後の一九〇四年三月に朝鮮に進出し、綿布などの販売と米穀・牛皮・金塊の購入によって利益をあげたが、次第に資本を土地集積と農場経営に向けるにいたる。そこには、それによ

て得られる小作料を日本に直接輸出することによって従来の商業活動よりも高利益を確保できるという判断があったとされる。しかし、肥沃な既墾地を購入することで所有地を拡大していった東拓のような既墾地型地主と違って、低価格の下田や未墾地の買収によって土地所有面積を拡大していった不二興業の場合には、安定的な灌漑水の確保のための水利事業が必須であって、そのため設置された水利組合には多数の朝鮮人土地所有者が編入されていた。しかし、その過程で高額の水利組合費の負担に耐えられず朝鮮人組合員は次第に土地を手放すことを余儀なくされ、それらの土地は日本人地主のもとに集中されていくこととなった。

第2編は、本論文が主張する既墾地型地主と未墾地型地主の土地集積過程の特徴が、小作制農場経営の方針と移民事業にどのような影響を与えたのかを分析し、小作慣行の変遷過程を通じて地主小作関係からみられる小作農民層の社会的な位置の一断面を考察しようとしたものである。

第4章は、既墾地型地主の小作制農場経営の特徴を分析したものである。既墾地型地主としての東拓の土地経営方針は、土地及び作物の改良、優良種子の普及、肥料の施肥などの農事改良事業におかれていた。そのために、東拓はまず初期の不完全な管轄区域を整備し、管理単位として支店を設置するとともに、駐在員を中心に業務補助者として農監や東拓小作人組合長を積極的に活用するという農場管理体制を整えた。そして「産米増殖計画」期には、土地改良部の設置による土地改良事業にも積極的に乗り出したが、所有地内に農事改良区や増産区を設置す

るなど、あくまでも農事改良事業の推進・強化策による小作米の増産に努めた。こうした農場経営の特質は、既墾地型地主の土地集積過程と関連して東拓所有地の大部分が灌漑設備の良い肥沃な既墾地であったことによると、筆者は指摘している。

第5章では、未墾地型地主としての不二興業の農場経営の特質を論じ、既墾地型地主が肥沃な既墾地での土地集積に重点を置いたのに対し、荒廢地の買収や干拓地の払下による干拓・開墾事業を広範に実施したことにあるとしている。そのため、不二興業は、開墾事業の一環として水利組合事業の展開による土地改良事業を積極的に推進していったが、それは、総督府の「産米増殖計画」の方針に符合して膨大な補助金や低利資金の援助下で行われるようになった。しかし水利組合事業は、農場所有地の開墾事業のみに最大の重点が置かれていたため、蒙利(受益)区域外の朝鮮人土地所有者の水源を奪うなど、組合設立当初から猛烈な設立反対運動に直面した。また蒙利区域内では、水利組合費の返済をめぐる朝鮮人中小土地所有者の没落と、水利組合費の農場小作人への転嫁による朝鮮農村社会の大地主中心の再編成構造が深化した。

第6章では、不二興業の農場経営の特質と入植移民の違いを論じている。不二興業は所有地の大部分が開墾地であった関係上、開墾事業の監督の必要や農場が移住小作人の資金と労力によって開墾されたこと、および小作人に住宅や耕牛などの諸生産手段の貸与をしたことなど、既墾地農場ではあまり見当たらない新たな様相がみられる、としている。

こうした両類型の農場経営方針の相違は、未墾地型地主によ

る日本人農業移民の入植過程においてもそのまま現れる。従来の農業移民に関する研究は、主として東拓の既墾地移民の展開過程を中心に論議されてきたが、東拓移民は移民収容地の確保過程において肥沃な国有地や既墾地を農民の意志に反して買収したため、既存の小作権を奪われた朝鮮農民の激しい移民反対闘争に直面し、結局自らが移民入植の方針を廃止せざるをえなかった。そして、その代案として浮上したのが、不二農村の干拓工事と水利組合事業を通じた開墾地への集団移民であった。

藤井の集団農業移民論は、彼の朝鮮進出以来主張し続けた人口・食糧問題の解決と朝鮮の完全「同化」の実現、また米騒動による食糧供給地の確保、さらに植民地支配体制の安定的な維持のための日本人移民の扶植にその目的を置いた。その構想は従来の既墾地型地主が実施した肥沃な既墾地への移民政策の失敗や三・一運動後の民族運動の昂揚をかわすため、新たな形態の移民を求める総督府の思惑と合致し、藤井のいう干拓・開墾事業による移民構想は採用された。

不二農村は、まず移民収容地の確保のため干拓工事を実施したが、除塩作業には長期間の労力と資金が必要であった。そこで不二農村は、除塩作業に必要な充分な水源の確保と開墾事業の効率化のために水利組合の設立を主導した。しかし、水利組合事業は最初から少数の日本人大地主の利益を代弁するものとして設立され、強制的に蒙利面積に編入された多くの朝鮮人土地所有者への水利組合費の転嫁現象を招いた。これに対して、筆者は既墾地移民の諸問題の解決策として立案された未墾地移民の場合も、既墾地移民のように朝鮮人の直接的な小作権の剝

奪はおこさなかつたものの、結局は朝鮮人土地所有者の土地からの分離を促進していったと、指摘している。

次に第7章では、全北地域の小作慣行の実態究明と小作農民の存在形態の分析を行っている。なぜ全北を取り上げたかといえば、この地域は他の地域に比べて植民地地主制が典型的に発展した地域だからである。いち早く全北地域に進出した日本人地主は、水利施設の設備に着手し、小作料を不定額地代の検見でなく、定額地代の定租に変え、契約を証書で交わすなど確実な小作料を確保しようとする一方、契約の解除、小作権の移動は地主の任意という強い立場を保持していた。また小作料は、少数の大地主への土地集中、小作競合などの要因によって次第に高率化していった。また地税などの公租公課金も小作人に一部転嫁されるなど小作人の社会経済的な状況はますます劣悪になった。その証明を日本人地主の多い平野部の小作農家の収支状況と朝鮮人地主の多い山間部の小作農家の収支状況と比較検討し、日本人地主中心の植民地地主制の強化が朝鮮小作農民の社会経済的な地位の弱体化を招いた、としている。

第3編では、既墾地型地主の支配下での土地回収運動と未墾地型地主の下での農民運動の事例分析が行われる。

第8章は全羅南道荷衣島での土地回収運動の分析である。

荷衣島の耕地はもともと開墾農民に属したが、壬辰倭乱後に宮庄土に編入され、十七世紀初めに洪氏家に四代に限り下賜された。しかし洪氏家は期限後も徴税を強行したため農民はその不当を地方官庁や王家へ訴え、一八七〇年には王家から洪氏家の徴税を禁止する命令を引き出したが、洪氏家はなお徴税を

続け植民地期に及んだ。「土地調査事業」の際、洪氏家は賄賂工作により所有権を獲得したが、農民側はこれを認めず、一九〇九年、納税金返還訴訟を提起するとともに、洪氏家の土地売却の画策を憂慮する新聞広告を出した。裁判は農民の勝訴に終わったが、裁決が出たときには係争他はすでに右近権左衛門に転売されていた。

右近は木浦裁判所判事らと結託し、裁判後は洪氏家に対する土地所有権確認訴訟を農民側に提起させ、裁判所が農民と右近家の和解調停に乗出すように仕組んだ。所有権確認訴訟の提起に反対した農民は警察の弾圧にあり、和解調書調印が強要されて右近家の所有権が確定し、農民には永小作権が認められることになった。

非調印派の農民は小作料滞納や裁判闘争などを続けたが裁判で敗訴し、右近は一九九年、土地を徳田洋行に売却した。徳田洋行は滞納小作料取立、小作料引上などを強行し、農民の中には余儀なく永小作権を売却して島を去る者も出、二七年には約七十名が大阪で働くまでになった。また農場内部では、永小作権を集積する農民と永小作権を手放した農民への分化が進み、その後の土地回収運動の展開を複雑にする要因が形成された。

土地回収運動は三・一運動を契機に新たな局面を迎える。二二年に結成された荷衣小作人会や二四年の所有権有償購入運動は農場側の工作の前にも挫折させられたが、二七年に大阪居住の荷衣島出身者が荷衣労働青年会を組織し、労働党大阪支部に働きかけ、二八年には全無産階級の連帯などを掲げた荷衣島農民組合が発足する。組合は農場側に交渉を要求したが拒

絶され、さらに御用組合との衝突や官憲の弾圧などによって交渉は失敗に終わる。

第9章では東拓が農場を設置した「宮三面」での土地回収運動が取り上げられる。「宮三面」の農場は既墾地を買収して設置され、日本人の入植過程で朝鮮農民の耕作権の剝奪などが生じたため朝鮮農民の抵抗が大きく、東拓もまた移民中止・低小作料率の適用などの懐柔策や御用組合結成による切崩し策などを余儀なくされたが、土地買収直後の土地回収運動は農民側の敗訴によって一時的な「沈静期」を迎える。しかし三・一運動後の一九九年には農民側が土地返還要求に対する東拓の妥協案を蹴って小作料滞納などで抵抗する。次いで二五年には、日本人社会主義者の斡旋で交渉が行なわれたり、東拓の土地収奪を不当とする小冊子が日本人の手で発行されるなどの動きを背景に、恒久的な生活扶助組織である農民会が結成され有償返還などを求める要求書を提出した。東拓側はこれに対し小作組合長に内通を強要したため、組合長は辞表と有償返還の要求書を提出した。要求書の条件は一般農民に有利なものであったが、小作組合長らの交渉を不当とする農民会は方針を有償返還から小作料不納・無償返還に改め、官憲の弾圧に備えて農民会とは別に秘密組織の土地回収運動同盟を結成するなどして対応を強化した。農民会と同盟は面民大会の開催などによって運動を強化し、農場・官憲と激しく対立するなど概ね同一歩調をとっていたが、東拓との交渉の部外者への委任をめぐって方針が対立した。しかしこの対立も代表者の東京派遣によって事実上消滅し、要路の訪問や弁護士の実地入りを実現させた。また代表者の東京派

遣の前後から「宮三面」の問題は朝鮮内で注目を集めるようになり、こうした運動の盛り上がりの前に東拓や総督府も新たな対応の必要に迫られ、調停案の実施と農民会の解散などを強行した。その結果、二六年三月、東拓と農民との間に調停が成立し一応の法的決着を迎えた。

第10章の分析対象は一九二〇年代後半から三〇年代前半の「不」西鮮農場」地域での農民運動である。この運動は二〇年代後半の朝鮮最大の農民運動といわれたが、その前提となる農場は一五年秋に築堤工事を終えて干拓工事が完成する。また干拓地の除塩用水を確保するため、一四年秋に農場付近の農民も参加した大正水利組合が設立され、その後も事業面積と組合員数を増大させる。この拡大過程は強制的であったため、新たに組合費を負担させられた農民は水利組合反対運動を展開する。運動は農場小作人の水利費徴収反対と農場外地域の農民の水利費軽減反対の動きを内包したものであった。一七年末水利組合の水路が完成すると、農場は「多少の収穫」をあげる前の優遇などをうたった開墾規定で入植農民を募集した。しかし二二年に「多少の収穫」の内容をめぐって農場と小作人との対立が顕在化してからは、さまざまな局面で対立が現れるようになり、二五年には小作農民の訴えが通って郡・道両庁が開墾規定の履行を農場に提示し、これを契機に府羅小作組合が結成された。農場は御用組合を組織して小作人組合を解体に追い込むが、二七年、御用組合に対抗して、郡内の有力者を組合長に迎えた龍川小作組合が結成される。竜川小作組合は勢力を拡大して朝鮮最大の小作組合に成長し郡内の社会運動団体を糾合する竜川農

民連合会に加盟したが、二八年には運動方針の対立から改良主義的な平安農民組合が分裂して、竜川小作組合は社会主義者の勢力下に入る。しかし筆者はこの分裂を社会主義と民族主義の対立から解釈すべきでないとし、運動の展開過程を分析する。竜川小作組合は結成直後の二七年に農場と道庁に要求書を提出して成果をあげると、二八年、農場、郡・道両庁に○項目の要求を提出したが警察の弾圧にあい、総督府に再提出した。総督府は調停案を提示したが永小作権・水利費負担などは認められず、さらに総督との直接面談を求めると総督府は要求の全面撤回と組合解散を強要した。農場側は農場内外の農民の分断を狙って水利組合費の農場負担や農場の小作契約解除の自由をうたった新小作契約を提示し、農民側も結局これに応じた。その結果、竜川小作組合は永小作権獲得などを求める白派と水利組合費問題の解決を求める黄派の二勢力に分裂する。両派は組合の主導権をめぐって対立を深め、農場側の分裂策動や官憲の弾圧を前に三二年には組合解体の危機に直面するが、組合員らは白黄両派幹部を除名して竜川小作組合の存続を決定する。

II 成果と課題

本論文の成果は、資料の博搜と手堅い実証的な方法で、多くの新しい史実をあきらかにし、植民地地主制の研究史上の「動態的・静態的地主論」、「全北型・京畿型地主論」、「帝国主義者地主論」とも異なる既墾地型・未墾地型地主という新しい類型を提起したことにある。そのうえで、既墾地型地主は日露戦争前後から李朝末期の農民的土地所有（庶民地主）の伸展を抑圧

する形で展開し、「土地調査事業」で完成したことを複数の事例研究によって実証している。

それは「土地調査事業」は庶民地主の土地所有権を法的に認めたという最近の研究動向に対し、日本人地主の土地集積過程の分析の上で論じられなければならないとの鋭い批判となっている。一方、未墾地型地主も表面的には朝鮮農民の既耕地買収とは関係ないようだが、開墾すなわち水利施設を付随したことから、水利組合の運営を通じて朝鮮人中小土地所有者の没落、小作農の窮乏化を促進させ、植民地地主制の肥大化となったことを実証し、この点でも先の批判と連関し、水利組合の過去が現在の韓国農業に寄与したという評価への批判となっている。

次に本論文は、植民地地主の農場経営は土地集積過程の違いと小作人の対応によって規定されるとの新しい分析方法を取り入れている。すなわち、既墾地型地主は土地および作物の改良、種子の改良、施肥などの農事改良型であることに對し、未墾地型地主は水利組合による灌漑施設と土地改良事業を経営の基本方針とした。この両型の特徴的な違いは、農場設置や地主小作関係、農業移民においても明確な違いをもっていたことを明らかにした。また一九二〇年代の総督府の最大の農業政策である「産米増殖計画」は基本的に農事改良と土地改良を並行した計画であるが、ここでも既墾地型地主は農事改良、未墾地型地主は土地改良に重点をおいて「産米増殖計画」を遂行したことを一貫して追求している。両類型の違いの追求は、植民地農場経営は小作契約で生産・分配・流通などを徹底的に搾取したという従来の単線的論議をより複眼的に深めたもので、その点、研

究史に一つの節目を作ったものとして高く評価できる。

また本論文は、朝鮮農民は地主の土地兼併と農場経営の特徴によって対応の違う闘いを展開したという視点で、既墾地型地主による強引な係争地買占めがあった「宮三面」と荷衣島での農民運動は、他の地域のような小作料減免や小作権移動反対とちがった土地回収運動となったこと、さらに未墾地型地主の不二西鮮農場では水利組合にともなう農場外と農場内の利害の絡む運動となったことを実証している。

以上、本論文の骨子は植民地地主を既墾地型・未墾地型にわけ、前者は露骨な侵略性により、後者は生産力を上回る水利組合費により農民を土地から切放して植民地地主制を強化したことを豊富な資料で確認したもので、最近の朝鮮史学に登場する「植民地肯定論」に対峙する大きな成果といえよう。

しかし、こうした成果にもかかわらず、若干の問題がないわけではない。本論文第2章の「宮三面」の土地問題は李朝末期の庶民地主の成長に絡むものであり、その内在的成長という点でもう少し明確になれば、「土地調査事業」の評価も、また第8章の後半以後に論ぜられる農民運動が単なる小作争議ではなく、土地回収運動となったという運動の性格をより鋭く明確に提示できたと思う。その観点にたつとき、第8章の前半の荷衣

島地域での農民的土地所有の伸展を論じた部分は、第2章の「宮三面」の事例研究と統一的に取り上げ、庶民地主像を明確に描いておくべきであった。つまり、ここでは「土地調査事業」がなければ、庶民地主はどうなっていたかという視点が必要であったと思われる。

また植民地地主を東拓型・不二型、既墾地型・未墾地型、農事改良型・土地改良型に二分する方法がどこまで普遍性を持つのか、その他の多くの日本人巨大地主(村井、毛利、細川など)や朝鮮人地主がこの類型にあてはまるのか、検討の余地があるように思われる。さらに欲をいえば、日本国内や台湾、旧満州地域との比較も欲しかったが、これらの点は本人も充分に自覚し、今後の研究課題として付言しておく。

III 結論

以上のような問題点を指摘しようとしても、本論文は近代朝鮮における植民地地主制と農民運動の研究に多くの新しい事実を掘り起こし、論議を深めた労作として、高い評価に値すると考える。よって、審査員一同は本論文が一橋大学博士(社会学)の学位を授与するのにふさわしいものと判断した。

平成六年六月八日